

町税などの納付は

口座振替

をご利用ください

役場住民税務課
からのお知らせ



便利！

金融機関に納付に出向く必要がなく
便利です。

確実！

納期毎に自動で引き
落とされ、納め忘れ
がなく確実です。

簡単！

一度手続きすれば
自動継続される
ので簡単です。

住田町の口座振替取扱金融機関は以下のとおりです。

◇岩手銀行 ◇大船渡市農協 ◇ゆうちょ銀行

※申し込みはどの支店でもできます。(申し込み用紙は町内の金融機関にあります)

《口座振替を利用できる公金等》

- | | | | |
|----------|-------------|------------|------------|
| ・町民税・県民税 | ・介護保険料 | ・町営住宅家賃 | ・奨学金返還金 |
| ・固定資産税 | ・後期高齢者医療保険料 | ・集合浄化槽使用料 | ・情報通信施設使用料 |
| ・軽自動車税 | ・保育料 | ・公舎料 | ・水道料 |
| ・国民健康保険税 | ・給食費 | ・建物及び土地貸付料 | ・下水道料 |

①申し込み方法は？

金融機関の窓口で「口座振替依頼書」を提出してください。用紙は金融機関に備え付けてあります。

【持参するもの】

- ・通帳 ・通帳の届出印 ・町税などの納付書

※振替開始は、申し込み日の翌月以降に納期限が到来するものからとなります。

②振替日はいつ？

振替日は、納期限の直前の25日（金融機関が休みの場合は翌営業日）です。

例) 納期限が4月30日の場合、
振替日は4月25日です。

※町税の納め方には「全期」と「期別」の2種類があります。「全期」を希望した場合、1期の振替日にその年度の全額を振り替えます。

③口座を変更するときには？

口座を変更する場合にも、金融機関に「口座振替依頼書」を提出してください。

金融機関を変更する場合は、変更前と変更後の両方の金融機関で手続きが必要です。

※死亡や世帯主変更などにより納入義務者や振替口座が変わった場合、変更手続きが必要となります。

④残高不足のときは？

残高不足などで振り替えができなかった場合は、現金で納めていただきます。

その場合、役場から納付書を送付しますので、金融機関の窓口で納付してください。

◇ 問い合わせ先 住田町役場 住民税務課 ☎0192 (46) 2113